

科目名	物権法Ⅱ（担保物権）	
担当者	長瀬 二三男 / NAGASE, Fumio	
科目情報	法律 / 選択 / 後期 / 講義 / 2単位 / 2年次	
科目概要	授業内容	本講義では、民法第2編物権（175条～398条の22）のうち、第7章留置権から第10章抵当権（295条～398条の22）を説明する。民法総則Ⅰ・Ⅱ、物権法Ⅰを履修していることを前提に講義を行う。債権法総論Ⅰ・Ⅱも履修していることがのぞましい。
	到達目標	担保物権は債権を保全するための物権であるから、被担保債権との関連に留意しながら、各担保物権の違いを正しく理解し、債権担保に関する基礎知識を定着させる。具体的には、司法書士試験、行政書士試験、公務員採用試験などに必要な知識の獲得を到達目標とする。
授業計画	(1) 総説－物的担保の意義 (2) 留置権(1)－留置権の意義および性質 (3) 留置権(2)－留置権の成立要件および効力 (4) 先取特権(1)－先取特権の種類 (5) 先取特権(2)－先取特権の順位 (6) 質権(1)－質権の意義および性質 (7) 質権(2)－質権の目的物・対抗要件・実行 (8) 抵当権(1)－抵当権の意義および性質 (9) 抵当権(2)－抵当権の効力が及ぶ範囲 (10) 抵当権(3)－抵当権の実行① (11) 抵当権(4)－抵当権の実行② (12) 抵当権(5)－抵当権の処分および消滅 (13) 根抵当権 (14) 非典型担保物権－仮登記担保、譲渡担保、所有権留保など (15) 総まとめ	
自学自習	事前学習	・「使用教材・参考文献」を前もって読んでおくこと。 ・意味のわからない用語は辞書等で事前に調べておくこと。
	事後学習	・ノートを整理し、講義で示した事例を再検討しておくこと。
使用教材・参考文献	【教】我妻栄ほか『民法Ⅰ（第3版）』勁草書房2008年 【参】内田貴『民法Ⅲ（第3版）』東京大学出版会2005年	
成績評価方法と基準	<評価方法>試験結果80%、受講態度20%で判定する。 <評価基準>受講態度に問題がない場合は、行政書士試験と同程度の試験問題で50%以上の正解を合格とする。	
備考	履修条件：民法総則Ⅰ・Ⅱ、物権法Ⅰを履修していること。	